

平成30年度機構集積協力金の交付基準（青森県）

1 交付対象農地

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記2で定める要件を満たす農地。

なお、国からの配分額は担い手への新規集積農地面積に応じた額となるが、交付対象農地は担い手への新規集積農地面積以外にも含める。

2 平成30年度の交付単価

交付単価は、担い手への新規集積農地面積（平成30年1月～12月）が確定する平成31年1月頃に、下表に示す上限単価の範囲内で、国からの配分額と機構集積協力金の所要額から決定する。

区 分		上限単価
地域集積 協力金	2割超5割以下	10,000円/10a
	5割超8割以下	14,000円/10a
	8割超	18,000円/10a
切り替え、借り戻しの農地※1,2		上記単価の1/10
経営転換 協力金	0.5ha以下	300,000円/戸
	0.5ha超2.0ha以下	500,000円/戸
	2.0ha超	700,000円/戸
遊休農地 所有者※1,3	0.5ha以下	50,000円/戸
	0.5ha超2.0ha以下	200,000円/戸
	2.0ha超	350,000円/戸
耕作者集積協力金		5,000円/10a

※1 県が独自に設定した上限単価

※2 切り替え及び借り戻しとは、次のことを言う。

切り替え： 既に農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき締結している貸借契約（既存契約）の終期の到来又は解約による農地を機構に貸付け、機構の事業規程に則ったマッチングの結果、元の耕作者にそのまま転貸すること

借り戻し： 機構に貸付けられた農地を、所有者に転貸すること

※3 農地集積・集約化対策事業実施要綱別記2別表1に掲げる市町村に所有する遊休農地を除く

3 その他

- (1) 上記は、現行の国の考え方に基づくものであり、今後変更する場合もある。
- (2) この単価は毎年度見直すこととする。